
都城の成立と行幸

「動く王」と「動かない王」

仁藤敦史

①……………平安初期における天皇イメージの変化

本報告では、日本古代における都城と行幸の連関について論じる。平安期とそれ以前とを質的に分ける政治権力構造の変化については、平安初期とりわけ桓武朝や嵯峨朝に画期を求める議論がなされている。こうした変化を目に見える形で示しているのが天皇イメージの変化である。これは突き詰めていえば、現象面の変化にすぎないのであるが、支配の質の変化や在地社会の変質と連動していると考えられる。特に王権の「動く要素」からの分析をおこなうことにより、この変化はダイナミックに現象すると考えられる。天皇（大王）による遷宮・遷都・行幸という要素の変質、これが古代史のなかでどのように扱われ変化するのか。そのターニング・ポイントになるのが、嵯峨天皇の譲位期間を含む広義の嵯峨朝であったと考えられる。より限定的には在位期間中の弘仁年間（810～824）に「動」から「静」への転換がおこると考えられる^(註1)。

まず第一に遷都の問題だが、一般には桓武による平安遷都により「万代宮（ヨロズヨノミヤ）」と称され、定都されたように理解されているが、鴨長明が『方丈記』で正しく指摘しているように平城上皇の変すなわち薬子の変（810）以後において平安京が実質的な「万代宮」となる。それ以降、平家による福原遷都など一時的なものを例外とすれば、明治維新まで都として動かないという状況が確認される。大同元年（806）、諸臣が平城天皇に対して「歴代遷宮」するのが恒例であるが、平城天皇も遷宮をするかどうかを尋ねている^(註2)。桓武朝以降もこうした諮問が形式的とはいえなされていることは重要であり、桓武朝以降においても遷都される潜在的な可能性を有していたことが指摘できる。また実際に平城上皇は「五遷」の後に、平城宮へ移り^(註3)、そののちに「依_レ太上天皇命_ニ擬_テ遷_ル都於平城_ニ」とあるように実際に平城への遷都を宣言する^(註4)。薬子の変以降、嵯峨天皇が平城上皇による遷都を阻止することにより先帝（桓武天皇）が定めた平安京を実質的に「万代宮」としたことが述べられている^(註5)。このように、弘仁期になってはじめて遷都が行われなくなり、「万代宮」という動かない都城が実現する「平安京定都」への流れがトレースできる。

第二に行幸であるが、行幸は律令制下において始められたものではなく、前代における大王の国見や国讃めの系譜を引き、これが律令制下に洗練された形で「交通行為の頂点」に位置づけられる。天皇行幸については律令段階では中国での鹵簿令のような明確な規定はなく、『延喜式』太政官式行幸条に、鹵簿や行幸臨時官司などが規定されるのみである。しかしながら、畿外への経宿行幸は、弘仁六年（815）における近江への行幸を最後に以後行われなくなる^(註6)。現地では、国司が風俗歌舞を奏し、郡司らに賜禄を行っているなど奈良時代前半に行われた典型的な天皇行幸の形式を踏襲

している。これ以後、平安時代を通じて、大規模な行幸が途絶えてしまう。先述した遷都と同じく原則として明治維新まで天皇は畿外に出なくなる。平安期の天皇行幸は臣下邸宅への京内行幸などに形式化・矮小化する。たとえば、幼帝清和天皇は外祖父の藤原良房の邸宅に行幸した時、種々の儀礼を行っているが、ここでは奈良時代の行幸儀礼の矮小化されたものが行われている(註7)。すなわち、臣下との酒宴以外に、賜祿、賦詩、天皇自身による射礼、国司が郡司を率いて百姓に耕田の礼をさせ天皇がそれを見ることなどが行われている。本来的にはそれぞれの儀礼が固有な意味を有したが、平安期的な矮小化したかたちでの実践がなされた。

これとは対照的に太上天皇による社寺参詣が活発化する。ただし、弘仁十四年(823)、嵯峨荘への行幸を計画した嵯峨上皇に対して、淳和天皇は御輿や仗衛を勧めるが、上皇は辞退して、自身騎馬により前駆や兵仗のない、軽装化された鹵簿によりこれを行ったとある。規模や名称(御幸)において、天皇行幸との差別化が以後なされてくることになる(註8)。

こうした天皇行幸の衰退とともに、嵯峨朝を境として支配層の行幸観自体も変化する。文徳天皇の生前の評価において、その徳を評価した部分に巡幸遊覧を好まなかったという表現があるのは、行幸のマイナスイメージが増大しつつあることを端的に示す。これは古く『日本書紀』が安閑天皇の三島行幸について、漢籍に依りながら天子が徳を示し、民をなで慈しむための行幸であると論じているのと質的な断絶を示す変化である(註9)。

以上によれば、遷都をしない、行幸をしないという変化、すなわち、「動く王」から「動かない王」へという天皇イメージの変化が弘仁年間を境にして指摘できる。

②……………古代における「ミュキ」と「行幸」

奈良時代の行幸においては、日本古来の要素である「御行」的要素と中国からもたらされた儒教的な「行幸」要素の両方が並存・葛藤していると考えられる。

まず用字の問題においても、近年大量に出土した二条大路木簡のなかには、聖武天皇による天平八年(734)六月の吉野行幸のために準備した用具や人夫の手配にかかわるものが存在し、「御幸行」「幸行」と表記した例がある(註10)。おそらく、当時の訓である「ミュキ」に影響されてこのような表記がなされたもので、「行幸」という表記は天平期には安定的に用いられなかったことが確認される。こうした混乱は行幸観の変化と深い関係を有すると考えられる。

御行(ミュキ)は日本固有の観念で、国見・国讃め・狩猟・征旅などの要素を含んでいたと考えられる。全国政権化する過程で大王は在地首長層が執行していたさまざまな儀礼を服属儀礼により吸収し、以後大王が在地首長に代わって執行したが、行幸はこうした行動であったと考えられる。律令制下の公民の労役負担であった雑徭の古訓は『日本書紀』によれば「クサグサノミュキ」とあり(註11)、行幸への奉仕役がその起源であったと考えられている。このように「ミュキ」は在地との密接な関係を維持しなければならない王という段階に対応する。一方、中国からもたらされた儒教的な観念として「行幸」的要素がある。後漢の蔡邕が書いた儒書『独断』に「車駕所_レ至、民臣被_レ其徳沢、以_レ僂_レ侍」とあるように、天子が旅行で、その徳を民衆に示すことにより民衆に幸福をもたらすという考え方である。

この二つの行幸観の違いと対立を示すのが持統六年(692)の持統天皇と三輪朝臣高市麻呂とのあいだでおこなわれた伊勢行幸をめぐる論争である。『日本書紀』持統六年条によれば、天皇は三月三日を期して、伊勢方面へ行幸することを予告し、その準備を命じた。これに対して中納言大三輪朝臣高市麻呂は、この行幸が農事の妨げになるとして諫めた。ところが天皇は諫めにしたがわず、行幸に出発した。この事件は、従来持統女帝の個人的な性格や好尚、これに対する高市麻呂の忠臣ぶりという対比において語られることが多かったが、事件の原因は二人の行幸観の違いに他ならない。持統が主張する行幸とは古くからの「ミユキ」的なものであり、在地との関係を国見・国讃め・狩猟・征旅などにより緊密化するのに対して、高市麻呂が主張する行幸は儒教的な行幸観が前面に出ており、天皇の旅は民衆にその徳を示し、僥倖を与えるものでなければならず、そのため農繁期を避けるべきであるとの主張につながる。このような二つの行幸観の対立が律令制成立期に見られることは無視すべきではない。

都城と行幸の関係を民衆との交渉の側面を考えるならば、中国の都城は民衆と皇帝との接点である外朝的な空間、すなわち赦宥儀礼を行うような場が確保されているのに対して、日本の都城には天皇の超越性を示す空間が強調されているのみで、民衆と接する場が確保されていないことが特徴として指摘できる。しかし、これは中国よりも日本のほうが君主の超越性が高いことを示すものではない。日本の場合には、天皇が民衆に接する場という外朝的な機能は、天皇行幸により果たされていたと考えられ、都城の持つ超越的な側面と行幸が持つ民衆との接点を確保する側面とが、少なくとも奈良時代においては相互補完的に機能していたと考えられる。したがって、嵯峨朝以降に大規模な行幸が行われなくなることにより、都城の果たす役割である天皇の超越性のみが強調されることになる。これは天皇が大王から脱却し、その地位を律令制本来の理念に基づいて絶対化するのに成功したためと考えられる。

③……………都城制の成立過程

都城の成立過程を考える場合、その分析視角として二つの点に留意したい。『続日本紀』によれば、平城遷都の詔に都城の機能を説明するために用いられた用語として「天皇之邑」「百官之府」がある(註12)。前者は、天皇のみが太上天皇・皇后・皇太子などの存在に左右されることなく、超越的な権力を持つ空間となることであり、これは平安京段階における太上天皇・皇太后の居住空間たる後院の内裏からの分離や恒常的な東宮施設の内裏内への取り込みなどにより一応の到達を迎える(註13)。一方、後者は豪族を官僚として如何に組織するかという問題で、天皇にのみ奉仕する官人が、天皇との距離を表す位階秩序により、京内にその位置と規模を定められ、整然と宅地班給される空間の規制を意味する。この側面も賜姓源氏をも対象とした京貫、在地との関係を希薄化した都市貴族の発生などにより平安京段階に一応の達成を見る。このような視角を採用することにより都城制の成立過程を巨視的に見通すことが可能になると考える。

まず歴代遷宮の段階には、大王による人格的支配が強力であり、代替わりによりその支配機構が再編されなければならないという脆弱性を有したことは、律令制下の機構と大きく異なる点である。こうした人格的支配や代替わりによる再編はいわゆる「倭京」「近江京」「難波京」の段階までは行

われていた。天武の殯における誄の個別性や前期難波宮における朝堂院の巨大さを想起するならば、この段階では天皇との一対一の人格的關係が前提となって機構が運営されており、官僚機構という側面よりも重視されていたといえる。ただその前段階においても、大きなステップは存在し、第一の単なる歴代遷宮の段階から、磐余さらには飛鳥への宮の集中という、第二の同一地域における重層的な代替わりが行われる段階、さらには単なる施設の集積から第三の代替わりを越えて施設（漏刻や飛鳥寺の西の広場）が維持される段階という三段階が存在する。

藤原京段階においても、浄御原令と大宝令では大きな段階差が想定され、前半期には特別行政区画としての京の成立・宅地班給・京職の整備などの点において不十分であったことが指摘できる（註14）。

平城京の段階では、官人の集住の面で一定の達成がみられるものの、「みやこといなかの両貫性」の問題はまだ解決されてはいなかった。この間に位置する、聖武天皇による恭仁京への遷都については、どちらかといえば聖武による個人的偶発的な問題として理解されてきた傾向がある。しかしこれも官人の集住の問題として考えることが可能である。恭仁京への遷都において、平城京の留守官に対しての詔に、五位以上の平城京への居住を禁止し、恭仁京への居住を強制している（註15）。ここで注目すべきは、「見_レ在平城_者」と「自余散_レ在他所_者」との区別がなされていることで、平城京段階でも都城内への集住が徹底しているわけではなかったことが確認され、さらにここではそれらを区別せずに恭仁京への移住を改めて強制している点が重要と思われる。恭仁京への遷都により官人集住の徹底を図っていることは、恭仁遷都の大きな目的であったことが想定される。さらに、恭仁京の正式名称を「大養徳恭仁大宮」と名付け、わが国の総称としてヤマトを宮号に冠したことは、聖武天皇の遷都に対する意欲を示すと考えられる（註16）。

さらに長岡京段階では、副都難波京と首都平城京との統合という、複都制の止揚が試みられる。古代における複都制は首都のみの単都よりも進んだ形態ではなく、その反対に官人集住の不徹底がもたらす過渡期的な形態であり、単都への移行は、権力集中がなされる過程で克服すべき課題であったと位置づけられる。摂津職官人が在地豪族により占拠されていたことからうかがわれるように、難波京の存在は、広義の難波地域に居住した豪族層の強固な在地性への妥協であったと考えられる。副都難波京の廃止は、都城制の縮小再生産ではなく、都城制が有した固有の課題に対する積極的な対応であったと位置づけられる。

平安京段階では、河内・摂津地域を中心に全国的な京貫が多く見られる。これはそれまでの官人集住政策が、権力側からの強制の側面が強かったのに対して、この段階になると自発的な申請によりなされるようになり、在地社会とは異なる都市の成熟が想定される。源氏への賜姓に対しても左京一条一坊へ貫付することが行われている（註17）。一条一坊は平安京の内裏であり、戸主まで定める形式的な手続きとはいえるが、官人として京内に居住するという建て前が貫徹されている点は重要である。

このような変化により、内裏の奥に引きこもった「見えない天皇」と都市貴族・都市民らが住む「動かない都」を中心にして畿内・畿外の境界認識は観念的に強化されるようになる（註18）。

（国立歴史民俗博物館歴史研究部）

註

- (1) — 拙稿「古代国家における都城と行幸—「動く王」から「動かない王」への変質—」『歴史学研究』613号, 1990年。以下の記述は本稿を前提としている。
- (2) — 『日本後紀』大同元年七月甲辰条。
- (3) — 『日本後紀』大同四年四月戊寅条。
- (4) — 『日本後紀』大同四年九月六日条。
- (5) — 『日本後紀』弘仁元年九月丁未条。
- (6) — 『日本後紀』弘仁六年四月癸亥条。
- (7) — 『日本三代実録』貞観六年二月二十五日条。
- (8) — 『類聚国史』太上天皇行幸, 弘仁十四年九月癸亥条。
- (9) — 『日本文徳天皇実録』天安二年九月甲子条。『日本書紀』安閑元年閏十二月壬午条。
- (10) — 拙稿「古代における「ミュキ」と「行幸」」(『歴博』49, 1991年)。なお, 奈良県教育委員会「平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告書—長屋王邸・藤原麻呂邸の調査—」本文編(1995年), 426頁には「二条大路木簡にみえる芳野行幸関係木簡一覧」があり, 「行幸」を「みゆき」と読んだかとする。
- (11) — 『日本書紀』持統六年五月庚午条・八年三月己亥条。
- (12) — 『続日本紀』和銅元年二月戊寅条。
- (13) — 拙稿「太上天皇制の展開」『歴史学研究』681号, 1996年。
- (14) — 拙稿「倭京から藤原京へ—律令国家と都城制—」『国立歴史民俗博物館研究報告』45集, 1992年。
- (15) — 『続日本紀』天平十三年閏十三年三月乙丑条。
- (16) — 『続日本紀』天平十三年十一月戊辰条。
- (17) — 『類聚符宣抄』皇子賜姓, 延喜二十一年二月五日太政官符。
- (18) — 拙稿「初期平安京の史的意義」『歴史評論』533号, 1994年。